

同 審 第 1 6 号

平成 13 年 9 月 19 日

大 阪 府 知 事

太 田 房 江 様

大 阪 府 同 和 対 策 審 議 会

会 長 山 本 登

大 阪 府 に お け る 今 後 の 同 和 行 政 の あ り 方 に つ い て (答 申)

平成 12 年 6 月 28 日 付 け 人 権 第 1 9 5 号 で 諮 問 の あ っ た 「 大 阪 府 に お け る 今 後 の 同 和 行 政 の あ り 方 」 に つ い て 審 議 し た 結 果 、 別 添 の と お り 答 申 し ま す 。

前 文

本審議会は、平成 12(2000)年 6 月に、知事から「大阪府における今後の同和行政のあり方について」の諮問を受け、平成 12(2000)年度に府と関係市町において実施した「同和問題の解決に向けた実態等調査」(以下「実態等調査」という。)の結果や人権教育・啓発、人権擁護に関する国の動向等を踏まえ、精力的に審議を行った。

府においては、昭和 22(1947)年から、同和対策として、共同作業所等の整備を行う地区環境改善事業など、先進的な取組みを行ってきた。その後、昭和 40(1965)年の国の同和対策審議会答申(以下「国同対審答申」という。)および昭和 44(1969)年の「同和対策事業特別措置法」に基づき、同和問題解決のための施策を本格的に実施するとともに、以後 2 度にわたる特別措置法(「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」という。))や昭和 44(1969)年の答申をはじめとする数次の本審議会答申(以下「府同対審答申」という。)等を踏まえ、積極的な事業展開を図ってきたところである。

そして、平成 13(2001)年度末には「地対財特法」が失効し、30 年以上にわたり実施されてきた財政法上の特別措置による「同和対策事業」は、いよいよ終焉を迎えようとしている。

地域改善対策協議会においては、平成 8(1996)年、「地対財特法」の期限後の方策に関し、「特別対策については、事業の緊急性等に応じて講じられるものであり、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難である。これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成 9 年 3 月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課

題については、その解決のため、工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである」とし、「国同対審答申は、部落差別が現存するかぎり同和行政は積極的に推進されなければならないと指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない」旨の意見が示された（以下、「地対協意見具申」という。）。

こうした提言に基づき、国においては、「一般対策」への円滑な移行を前提に、住宅地区改良事業や道路事業などの物的事業や高等学校等進学奨励費補助事業など 15 の「特別対策」について、平成 9 (1997) 年 3 月、経過措置として平成 13 (2001) 年度末まで期限を延長する旨の「地対財特法」の改正が行われた。

本審議会においても、平成 8 (1996) 年に、「同和地区の生活環境施設の整備をはじめとして各分野で成果が認められるが、なお、不安定就労の問題、進学率の格差などの生活実態における課題が残されており、また、部落差別事象が跡を絶たないなど、府民の差別意識の解消が十分に進んでいない状況も明らかになっている」と示した上で、「国同対審答申が指摘し、また、地対協意見具申でも指摘しているように、部落差別が現存するかぎり同和行政は積極的に推進されなければならないものであるが、今後は、新たな時代を的確にみすえて事業の検討を積極的に行い、一般施策を有効かつ適切に活用して推進することが必要である」とし、「なお、同和行政の基本目標に照らして、直ちに一般施策によりがたい特段の事情がある場合には、特別措置も含めて一般施策のあり方について検討する必要がある」旨答申したところである。

一方、「人権の世紀」といわれる 21 世紀に向けて、「人権教育のための国連 10 年」などの国際的な人権尊重の潮流の中、平成 13 (2001) 年 3 月、国

連の「人種差別の撤廃に関する委員会」は、日本に対し、同和地区の人びとを含め、差別からの保護ならびに市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の完全な享受を確保するよう勧告したところであり、同和問題などさまざまな人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務となっている。

国においては、地対協意見具申を踏まえて平成9(1997)年3月に制定された「人権擁護施策推進法」に基づく「人権擁護推進審議会」において、平成11(1999)年7月に、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が出され、その趣旨を踏まえ、平成12(2000)年11月に、人権教育および人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体および国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定された。また、平成13(2001)年5月には「人権救済制度の在り方について」の答申が出され、人権救済機関の整備等その具体化に向けての検討が進められているところである。

府においても、平成10(1998)年10月に制定された「大阪府人権尊重の社会づくり条例」(以下「人権条例」という。)に基づき、平成13(2001)年3月に、同和問題解決をはじめとするさまざまな人権問題に取り組んでいくため、人権意識の高揚を図るための施策や人権擁護に資する施策を進めていくことを目的とした「大阪府人権施策推進基本方針」(以下、「府人権施策基本方針」という。)を策定した。また、平成9(1997)年3月には、全国に先駆け「人権教育のための国連10年大阪府行動画」を策定し、平成13(2001)年3月に、より実践的なものとするよう計画を見直し、「府人権施策基本方針」の人権意識の高揚を図る施策を具体化するための計画として位置づけた「後期行動計画」を策定した。

このような状況の中、本審議会においては、人権条例の目的である「すべての人の人権が尊重される豊かな社会」を実現していくために、国同対審答申の精神を受け継ぎ、「地対財特法」失効後、新たな世紀における府の同和行政のあり方について答申するものである。府においては、同和問題解決のため、危機的な財政状況のもと、施策の効率的、効果的な再構築に努め、国同対審答申で初めてともされた同和問題の解決のための施策の灯を、人権問題という本質からとらえて「人権施策の灯」として「人権の世紀」である 21 世紀に受け継ぎ、同和問題が一刻も早く解決されるよう、より一層の努力を払われたい。

第 1 同和問題解決のための施策の基本方向

1 同和問題の基本認識

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる深刻かつ重要な課題である。

日本国憲法では、第 11 条において「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」、第 13 条において「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」、第 14 条において「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されている。部落差別の解消は、日本国憲法の精神を実現するものにほかならない。

地对協意見具申では、「基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要」があり、「国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的責務である」としている。

府においては、「同和問題の解決は、国の責務であり、同時に国民的課題であり、部落差別が現存するかぎり、同和行政は積極的に推進されなければならない」との国同対審答申の精神を踏まえ、その責務を分担し、部落差別が現存するかぎり、同和問題解決のための施策の推進に努める必要がある。その際には、同和問題解決のための取組みを人権問題の本質からとらえ、人権条例の目的である「すべての人の人権が尊重される豊かな社会」の実現をめざして進めていく必要がある。

2 実態等調査からみた府内同和地区の現状と課題

同和地区における生活実態や府民の人権意識の現状と差別の原因等を把握し、同和問題の解決に資することを目的として、平成12(2000)年度に実施した実態等調査により明らかになった府内同和地区の現状と課題は、概要次のとおりである。

なお、府においては、今後とも実態等調査の結果を十分活用されることが望まれる。

① 同和地区には、高齢者の単独世帯や高齢者夫婦、母子・父子世帯の割合が高く、高齢者世帯については、出身地が現住地区以外の率が高い。

また、同和地区外からの転入者は、母子世帯、障害者、低所得層、不安定就労の割合が高いなど、福祉、就労などのさまざまな課題を有する人びとが同和地区に来住していることがうかがわれる。ちなみに、現在住んでいる同和地区で出生し、他の地域で居住したことの無い常住者は約32%で、同和地区出身の来住者は約24%であり、また、同和地区出身

でない来住者は約 37%となっている（来住者のうち出身別不明が約 7%）。

② 「婚姻類型」では、同和地区内外の結婚が確実に増加しており、若い世代ほどその率が高くなっているが、同和地区内外の結婚の場合、結婚に際し被差別体験を有する夫婦が2割を超えている。また、同和地区出身者と自認している人のうち2割が結婚破談経験を有し、その半数近くが同和問題が関係したと思うとしている。さらに、約2割の府民が、結婚にあたって相手が同和地区出身者かどうか気になるとしており、同和問題が府民の結婚観に影響している。根強い差別意識解消の取組みはもとより、差別を乗り越え結婚しようとしている人びとへの相談機能等の充実が必要である。

③ 高校進学率は90%以上にまで高まり、今日では、大阪府平均に比べ3～4%程度の格差がなお残るものの、大きく改善されたが、大学進学率は、なお相当の開きを残している。また、高校の中退率も高く、中退問題はなお重要な教育課題となっている。

最終学歴が中退である人のうち50歳未満層においては、仕事上の不利益解消のために、あるいは自分自身の成長のために、再学習への期待を有する人が、どの年代においても4割前後の高い割合を示している。これら再学習意欲の期待に応えるための観点からも、生涯学習などの学習機会の活用・提供が求められている

④ 同和対策事業の奨学金がなかった場合、高校生や短大・大学生の子どもをもつ同和対策奨学金利用者の半数以上の人が進路への影響があったとしており、制度が廃止されるだけであれば進学率は低下し、教育を受ける権利を損ない、格差が拡大するおそれがある。とりわけ、低所得層への影響が大きく、また、大学への進学に関しては女性に対する進学抑

制が強くなることがうかがえる。

奨学金制度がこれまで同和地区生徒の進学機会の確保と進学を奨励する機能を果たしてきたことを踏まえ、日本育英会、大阪府育英会などさまざまな一般施策の活用を図るための取組みが必要である。

- ⑤ 介護保険については、実態等調査の時期が制度発足後1か月あまりの時点であることを考慮する必要があるが、制度が複雑でわかりにくいという意見が多いことや、依然として家族介護への依存が強い状況にあることがうかがえる。

同和地区の高齢者が、必要な介護サービスを利用しながら住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにも、介護保険制度の一層きめ細かな周知、これらのサービスが十分活用されるよう当事者の立場に立った親身な相談や指導などが求められている。

- ⑥ 保健・福祉サービスについては、家事援助や健康づくり、生きがいくくり、住宅相談についてのニーズが高い。また、保健・福祉サービスを受けるに際し、サービスが利用者の選択による自立支援型に転換しつつある中で、一律的な個人給付等の福祉対策になじんできた同和地区出身者にとまどいが生じていることがうかがわれる。保健・福祉サービスを住民自らが十分活用し得るよう、サービスの周知・徹底や総合的な相談活動の充実など、住民のニーズと保健・福祉サービスを結びつける、住民の立場に立ったきめ細かな方策が必要である。

- ⑦ 公的年金未加入者の割合は、平成2(1990)年の調査と比べ増加しており、未加入理由としては、経済的理由や年金制度に対する否定的見解が高い割合となっている。また、公的年金を受給していない60歳以上の高齢者が3割を超えている。

公的年金は、受給者にとってはセーフティネットであり、国において

は、未加入者への対応が求められる。

生活保護受給世帯の割合は、地域的な差はあるが、依然として高い割合となっている。生活保護世帯に対する取組みについて、引き続き国に要望する必要がある。

- ⑧ 同和地区のパソコンの普及率は、全国と比べ大きな格差がみられる。インターネットの利用率においては、全国平均の半分にとどまっている。高度情報化社会においては、情報手段を使いこなせる人と使いこなせない人との間に情報格差が生じ、それが社会的、経済的格差につながるおそれがある。このため誰もが情報通信の利便を享受できる「情報バリアフリー」が課題となっている。

- ⑨ 失業率は、男女とも大阪府平均を上回っており、とりわけ若年層の失業率が非常に高く、また、40歳代の男性の失業率も府平均の2倍前後となっている。このため就労に結びつける総合的な取組みを講じる必要がある。

雇用形態における常雇の割合や給与形態における月給の割合は、平成2(1990)年の調査では、年齢が若いほどその割合は高く、安定就労の傾向がみられたが、今回の調査ではこのような傾向はみられない。

障害者の就労状況については、不安定な状況にある人が多く、とりわけ障害者の就労希望と「生きがい・社会参加」とが強く結びついていることを踏まえ、障害者の就労問題に取り組むべきである。

母子世帯の保健・福祉サービスのうち、「就職あっせん」についてのニーズが高く、雇用・就労の支援に取り組む必要がある。

- ⑩ 公営・改良住宅においては、最低居住水準を満たしていない割合が14%であるのに対し、民間借家では約4割にのぼっている。また、同和地区の公営・改良住宅に居住している世帯は、6割を超えており、1960年

代に建設された住宅が多く、この10年間にその改修や建替えが課題となってくる。さらに公営・改良住宅が大半を占める共同住宅においては、高齢者世帯や障害者のいる世帯の占める割合が高く、住宅におけるバリアフリー対応が急がれる。

住み替え希望者の住宅志向をみると、土地付き一戸建ての購入希望者が約半数、公営・改良住宅への入居希望者が約24%、分譲マンションの購入希望者が約9%となっている。同和地区外への転出希望が、若年層、中堅所得層に多くみられるなど、居留意識・定留意識が変化してきており、定住魅力ある「まちづくり」が課題となっている。

- ⑪ 8割を超える府民が「被差別部落」、「同和地区」あるいは「部落」と呼ばれる差別を受けている地区があることを知っている。

約4割の府民が家を購入する際やマンションを借りる際に同和地区を避けるとし、前述のとおり約2割の府民が自分の子どもの結婚にあたって相手が同和地区出身者かどうか気になる、と答えている。

さらに、差別の原因を、同和地区だけに特別対策を行うことや同和問題を教育・啓発で取り上げること、また同和地区出身者の責任に求める意識も根強い。しかし一方で、約7割の府民がこうした差別を近い将来なくすことができると考えており、同和地区内外の人びとが互いに理解、協力しあえるという意識も高くなっている。

上記のような忌避意識や結婚観にみられる府民意識の現状を踏まえ、地域住民間の交流促進や「コミュニティづくり」などに取り組むとともに、同和問題に関するより効果的な教育・啓発や、府民の人権意識の高揚を図るための取組みが重要である。

そのためには、正しい理解や認識を育むことはもちろん、それが態度や行動に結びつくよう、その手法・内容に工夫をこらす必要がある。

とりわけ、これまでの同和問題についての啓発のあり方が、差別の厳しさを強調するあまり、解決が困難であるという府民の消極的な認識をつくった傾向もあるため、同和問題が解決可能であるという具体的な展望を示すことが重要である。

- ⑫ 同和地区では、同和対策事業として、住宅、道路、公園などが整備され、かつての劣悪な生活環境は大きく改善された。また、同和地区出身者の自立と自己実現を図ることを目的とする地区施設として、解放会館をはじめ、高齢者保健福祉施設、障害者施設、青少年施設、医療施設、文化施設、スポーツ施設などが整備されている。今後は、相談や地域福祉のより一層の推進を図るなど、地域住民の自立支援等に寄与するとともに、幅広く地域住民に利用され、同和問題解決のために活用されることが期待される。

3 同和問題解決のための基本目標と基本視点

(1) 基本目標

部落差別は、差別を温存、助長する因習等をなくし、すべての人の基本的人権を擁護する取組みとともに、同和地区内外住民の交流、コミュニケーションを図る継続的な取組みを通じ、相互理解を促進し、地域住民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築し、同和地区とその周辺地域が一体となったコミュニティの形成を図ることにより解消し得るものである。

今後の同和問題解決のための施策の基本目標は、部落差別を解消し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、周辺地域と一体となったコミュニティの形成を図ること（以下、「コミュニティづくり」という。）である。

そのためには、

- ①府民の差別意識の解消・人権意識の高揚を図るための諸条件の整備
- ②同和地区出身者の自立と自己実現を達成するための人権相談を含めた諸条件の整備
- ③同和地区内外の住民の交流を促進するための諸条件の整備を図ることが必要である。

(2) 基本視点

これまで同和地区の生活実態は低位な状態に置かれていたことから、府においては、国の特別措置法や数次にわたる府同対審答申に基づき、同和地区の生活環境の整備や同和地区出身者の自立促進を図るため、同和地区および同和地区出身者に対象を限定した特別措置としての同和対策事業を集中的に展開してきた。その結果、かつての同和地区の劣悪な状況は大きく改善された。

しかしながら、平成12(2000)年度に実施した実態等調査などによると、進学率、中退問題など教育の課題、失業率の高さ、不安定就労など労働の課題等が残されているとともに、府民の差別意識の解消が十分に進んでおらず、部落差別事象も跡を絶たない状況である。また、最近においても、調査業者が「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」に違反する部落差別につながる調査を行い、同条例に基づいて府が処分するという重大な事件が発生するなど、同和問題が解決されたとはいえない状況にある。

また、IT社会の到来など新たな社会情勢の変化が、同和地区内外の情報格差を生み、それが新たな社会的、経済的な格差につながるものが懸念される。

一方、近年の同和地区における状況は、住民の転出入が多く、特に学歴の高い層や若年層が同和地区から転出し、低所得層、母子世帯、障害

者など、行政上の施策等による自立支援を必要とする人びとが同和地区に來住している動向がみられる。

これまでの同和地区のさまざまな課題は同和地区固有の課題としてとらえることが可能であったが、同和地区における人口流動化、とりわけさまざまな課題を有する人びとの來住の結果、同和地区に現れる課題は、現代社会が抱えるさまざまな課題と共通しており、それらが同和地区に集中的に現れているとみることができる。

このため、同和地区に対する新たな差別意識、社会的排除を再生産させないためにも、現代社会の抱える諸問題に対するより有機的・効果的な施策の取組みが重要である。

さらに、「地対財特法」が失効し、特別措置法に基づく同和対策事業の前提となるいわゆる「地区指定」はなくなる。

以上のことから、今後の同和問題解決のための施策の進め方については、同和地区、同和地区出身者に対象を限定した特別措置としての同和対策事業は終了すべきである。

このことは、実態等調査で示された同和地区における課題の解決をめざした一般施策の活用を否定するものではない。平成8(1996)年の府同対審答申で示したように、同和問題解決のための取組みは、本来は一般施策で当然に実施されるべきものであるが、一般施策の内容が十分でなく、また、同和地区の実態にそぐわなかったことなどにより、それが実質的に行われなかったところから、一般施策の補完としての特別措置がなされてきたところである。

これからは、これまでの同和行政の成果を踏まえ、同和対策事業で培ってきた事業のノウハウを活かしながら、一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現をめざし、同和地区、同和

地区出身者のみに対象を限定せずさまざまな課題を有する人びとの自助・自立を図り、誰もがそれぞれの個性や能力を活かして自己実現の達成を図るとの視点に立って、的確に行政ニーズを把握し、人権尊重の観点に立った一般施策として、取り組んでいくことが適切である。

このことによって、同和地区、同和地区出身者に対する偏見の解消や部落差別の原因は同和地区だけに特別措置を行うからであるとの認識を改めさせることにもなり、同和問題解決の取組みが普遍性をもったものとして共感を広げ、同和問題の解決につながるものとする。

第2 同和問題解決のための施策の推進方向

前述のとおり、同和地区、同和地区出身者に対象を限定する特別措置としての同和対策事業から広く行政上の課題を有する人びとを対象とした一般施策への転換を図るという基本視点を踏まえ、今後の同和問題解決のための施策は、同和問題を人権問題という本質からとらえ、同和地区出身者を含むさまざまな課題を有する人びとに対する人権尊重の視点に立った取組みとして展開されるべきである。

その際には、府と市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、有機的な連携・協力のもと、取り組んでいくことが不可欠である。

取組みにあたっては、府と市町村で各地域の実情に即したモデル事業を検討し、それに対する事業評価を加えるなど、事業の効果的な推進に努めることが重要である。

また、同和問題解決のための施策の基本目標を達成するためには、同和地区内外の住民が自主的・主体的に参画し、①地区施設を活用した交流活動、②交流と自立・自己実現をめざす生涯学習の観点からのさまざまな学習活動、③身近なところで当事者の立場に立った相談活動、などの取組みを地区施設を中心に進めることが必要である。こうしたことから、府は、

市町村と密接に連携・協力し、ノウハウを有する当事者が参画した関係機関やNPO・NGO等のさまざまな活動が円滑に推進されるようネットワークの構築を支援するなど、広域的・総合的な立場から地域の取組みを促進するための条件整備を行うことが、同和問題解決をはじめとする人権施策の効果的・効率的な推進につながるものとする。

さらに、府は、市町村と密接に連携を図りながら、さまざまな相談窓口による身近で当事者の立場に立った人権相談を通じて行政ニーズの的確な把握に努めることにより、課題解決のために真に必要な施策を見極め、これを有効、適切かつ効率的に推進することが必要である。その際、一般施策を同和地区に居住する人びとが効果的に活用できるよう、施策の紹介、誘導、活用への総合的な取組みができる仕組みづくりが必要である。

また、特別措置を終了し、一般施策による人権尊重の視点に立った取組みを展開することは、同和問題の早期解決をめざす取組みの終了を意味するものではない。一般施策への転換後は、従来にも増して基本的人権の尊重という目標をしっかりとみすえ、施策に工夫を加え、これを適切に活用しながら、真摯に施策を実施していくことが求められる。

その際、府は、一般施策による同和問題解決に向けた取組みが、これまでの成果を損なうことなく円滑に進められるよう、施策の充実や地方公共団体の財政負担の軽減が図られるよう国に働きかけるべきである。

1 個人給付的事業、物的事業等の終了

府は、個人給付的事業については、平成4(1992)年及び平成8(1996)年の府同対審答申を踏まえ、28事業のうち奨学金などの人材養成や自立促進を目的とする事業を除く14事業について、平成4(1992)年度から平成12(2000)年度にかけて廃止するなどの見直しを行ってきたが、残された奨学金や公共職業訓練施設における職業能力開発促進のための奨励金

等の 14 事業については、当初の目的を達成したことや一般施策が充実したことなどに伴い、廃止すべきである。

なお、奨学金については、国において同和対策事業の奨学金制度が廃止の見込みであるが、本制度がこれまで同和地区出身者の進学機会の確保と進学を奨励する機能を果たし、学歴構成の格差是正に大きく貢献してきたことを踏まえ、平成 14(2002)年度以降においては、日本育英会や大阪府育英会の奨学金制度などの積極的な活用を図り、進学のを奪われることのないようにすべきである。また、同和地区においては、一般施策の奨学金制度などの利用例が少なく、その制度内容や手続が十分に周知されていないため、これらの制度が有効に活用されるような仕組みづくりが必要である。

物的事業については、昭和 44(1969)年の府同対審答申を踏まえ、市町に対し、財政負担を軽減し、円滑な事業実施を図る観点から、原則として国、府あわせて 8 割の高率補助を行い、積極的に事業の推進に努めてきた。また、「同和問題の解決に基本的な役割を果たすことから、その早期完遂に努める必要がある」との平成 4(1992)年の府同対審答申を踏まえ、府においては「物的事業の早期完遂を図るための進行管理方策」を策定し、市町が法期限内に実施を予定している事業について登録を行い、その完遂に向け進捗状況を把握してきた。

この結果、大半の市町において物的事業が完了しており、3 市において数億円程度の事業が用地買収の難航等により実施の見込みが立たず、平成 14(2002)年度以降に一般施策を活用して事業を進める状況にあることから、市町に対する原則 8 割の高率補助は廃止するとともに、完遂に向けての物的事業の進行管理はその目的を達成したものとして、平成 13(2001)年度末をもって終了すべきである。

今後、府においては、「地対財特法」失効後に市町が一般施策として実施する上記物的事業については、国制度の補助採択等について積極的に働きかけるなど、事業が円滑に実施できるよう配慮する必要がある。

なお、既に実施したこれらの事業に関する府からの償還補助については、償還終了年度まで継続する必要がある。

また、校区に同和地区を有し、府独自の教職員の加配措置等を行ってきた学校（いわゆる同和教育推進校）については、国において教育課題に対応した一般施策としての教職員配置改善計画が整備されてきた状況を踏まえ、府が独自に措置してきた同和加配はこれを終了すべきである。

今後はこの国制度の活用を図るとともに、教育課題に対応して必要に応じてその充実を国に働きかけていく必要がある。なお、その際には、これまでの成果が損なわれることのないよう配慮する必要がある。

2 今後の施策の推進方向

前述の今後の同和问题解決のための施策の基本目標に沿って、府民の差別意識の解消・人権意識の高揚、同和地区出身者の自立と自己実現の達成、同和地区内外住民の交流の促進のため、一般施策を活用し、以下の取組みに努める必要がある。

(1) 府民の差別意識の解消・人権意識の高揚を図るための取組み

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定や「府人権施策基本方針」の策定などを踏まえ、人権教育・啓発の推進のための取組みが一層求められている。府民の差別意識を解消し、人権意識の高揚を図っていくために、同和问题を人権問題の本質からとらえ、すべての人の人権を尊重していくための人権教育・啓発を推進していくべきである。

そのためには、まず、これまでの同和问题に関する教育・啓発の経験

や成果を踏まえ、あらゆる場で、多様な人権教育・啓発の機会が提供される必要がある。また学校や職場における教育・研修を一層充実させるため、プログラムや教材の開発・整備を図る必要がある。

次に、府民が、日常生活において人権尊重と差別を許さない態度や行動を身につけるために、人権教育・啓発に際し、当事者との交流を促進することや内容を具体的な人権問題に即しわかりやすいものにするなど、具体的、実践的な手法による取組みを推進する必要がある。また、幼少期から生命の尊さや人の人たる道（人間として基本的に守らなければならないルール）に気づかせ、豊かな情操や思いやりをはぐくみ、お互いを大切にする態度と人格の育成をめざす人権基礎教育に取り組むことは、その後の成長に応じた人権教育を実効的なものとする上で、大きな役割を果たすと考えられる。

さらに、人権教育にかかる指導者の役割は大きく、特に職場や地域における指導者養成は不可欠であり、民間団体等が行う活動とも連携・協力しながら人材育成を推進すべきである。

近年、人権教育・啓発を進めるにあたって、人権関係NPO・NGO等の果たす役割が高まっており、今後、府は、これら関係機関の活用を図るとともに、市町村・関係機関等との密接な連携を図るためのネットワークを構築し、人権教育・啓発を推進していく必要がある。

(2) 自立と自己実現を達成するための取組みの支援

実態等調査の結果を踏まえ、同和地区出身者の自立と自己実現を図っていくため次のような取組みが求められる。

教育については、高等学校における中退問題や保護者から見た子どもの学習理解度が、家庭における学習習慣、保護者のPTA活動や地域における保護者活動への参加状況などと相関関係を有していること

などが明らかになった。

そのため、学校教育における進路指導等の充実や、保護者等への学習機会の提供交流の場の充実、地域における諸活動の活性化などが求められる。

しかしながら、このような諸問題は、学校における課題であるとともに地域全体の共通の教育課題としてとらえるべきものである。

地域においては、「地域青少年社会教育総合事業」なども、このような観点から取り組みがなされているところである。

今後は、同和地区出身者を含むさまざまな課題を有する子どもや保護者等に対する人権尊重の視点に立った取り組みとして、学校教育でのさまざまな取り組みの充実とあわせ、学校、家庭、地域社会におけるさまざまな人びとが協働して子どもの教育のために力を出し合う「教育コミュニティ」の形成、地域で展開されているさまざまな活動の活性化やネットワーク化を進めることなどが必要である。

就労については、今後、同和地区出身者に限定せず、さまざまな課題を有しているために就職が困難な人びとを対象に、国の職業安定機関や市町村等と連携し、地域におけるきめ細かな職業相談を通じ、職業能力の開発や雇用・就労等に結びつく取り組みを進めるため、現在モデル的に実施している「地域就労支援事業」のより一層の推進を図るとともに、地域における多様な働き方に対する取り組みが必要である

その際、(社)同和地区人材雇用開発センターについては、その名称を変更し、対象者を同和地区出身者に限定せず、さまざまな課題を有しているために就職が困難な人びとに広げ、同センターの機能を活用して、多様なニーズに対応する上記取り組みがより効果的に展開されることが望まれる。

住宅・まちづくりについては、比較的若い中堅所得層の同和地区外への転出や同和地区居住者の高齢化などにより、活力低下が懸念されていることから、「コミュニティづくり」という視点のもと、定住魅力ある住宅・住環境の整備が課題となっている。

このため、市町において、公営・改良住宅の良好な維持管理、浴室等の設備やバリアフリー化などの住戸改善、老朽化に伴う建替えなど、既存の公営・改良住宅のストックを総合的に活用するとともに、まちづくりを進めるにあたり持家対策を含めさまざまなニーズに対応した多様な住宅供給の促進を図っていくことが求められる。

また、その際、あわせて国の支援措置の充実を働きかけていく必要がある。

なお、市町の公営・改良住宅については、今後、地域のまちづくりの観点から入居のあり方や活用方策を検討することが望まれる。

地域福祉については、高齢者、障害者、母子・父子世帯などで課題を有する人びとが、地域社会の中で安心して生活していけるよう、さまざまな福祉サービスの充実が求められるとともに、これらの人びとが自立意識を醸成し、生きがいをもって生活できるよう、自立支援のための条件づくりが必要である。そのためにきめ細かな相談等について、ネットワークを構築し、総合的に対応できるよう体制づくりを進める必要がある。

また、(社福)大阪府総合福祉協会(大阪府同和地区総合福祉センター)は、これまで人権の視点に立った障害者、高齢者、母子世帯等に関する相談事業等への支援や福祉専門職員等に対する人権研修事業などに取り組んできた。今後、同センターについては、その名称を変更し、これらの実績やノウハウを活用し、市町村をはじめ関係機関・団

体等との連携を強化しながら、「福祉と人権」に関わる地域住民の自立支援のための事業等への指導・助言、福祉に携わる人材の養成事業などを推進し、人権尊重の視点から地域の多様な福祉サービス等に寄与することが求められる。

(3) 人権にかかわる相談体制の整備

部落差別などの人権侵害を受けた場合、府は、人権侵害に直面した府民が自らの主体的な判断に基づいて課題の解決ができるよう支援がなされ、迅速かつ適切な人権保護・救済を受けることができるという視点に立って、人権擁護に資する施策を進める必要がある。

このため、人権にかかわる問題が生じた場合に、身近に解決方策について相談できるよう、行政機関をはじめ、NPO・NGO等さまざまな関係機関において、人権侵害を受けまたは受けるおそれのある人を対象とした人権相談活動のネットワークを整備していくことが求められる。その際、人権にかかわる相談には、さまざまな要因が絡み合っているものも少なくないことから、解決のための手だてを本人が主体的に選択できるようにする必要があり、そのためには、きめ細かな対応を行うため、当事者どうしがお互いに理解し合いながら自立生活に向けて支援する相談等の実施や、地区施設における相談機能の充実も含めて、複合的に幅広く相談窓口を整備していくことが求められる。

また、自らの人権を自ら守ることが困難な状況にある府民については、相談窓口から個別の施策や人権救済のための機関へつなぐことも重要である。

府においては、こうした観点から、関係機関の協力を得ながら、具体的な人権相談を実施している機関相互間の連携体制の確立、人権相談を受ける相談員の技能向上等を図る人材養成、具体的な事例をもと

にした人権相談に関するノウハウの集積などを図り、人権に関する総合的な相談窓口機能を整備する必要がある。

さらに、国は前述のとおり、「人権擁護推進審議会」答申に基づく人権救済機関の具体化の検討を進めており、この救済機関との連携協力体制を構築するとともに、今後とも国に対し、人権侵害の救済に関する施策の充実について働きかけていく必要がある。

(4) 自立と自己実現、地区内外交流を促進する関係機関等のあり方

① 関係機関のあり方

(財)大阪府同和事業促進協議会（以下、「府同促」という。）は、同和地区出身者の自立支援や同和地区の生活環境改善、同和問題をはじめとする人権啓発、人権相談など、同和問題の解決に資するための取組みを実施してきた。その結果、かつての同和地区の劣悪な状況は大きく改善されたところである。

府同促は、同和事業の実施に際し、当事者の住民参加の方途として、同和地区の実態と同和地区出身者の実情を的確に把握し、必要な調整を行うなど、同和行政の円滑かつ効果的な推進に寄与してきた。そのため府同対審答申においても、府が実施する同和対策に協力し、かつ、促進する機関と位置づけてきたところである。

平成 14(2002)年度以降については、「地対財特法」が失効することから、これまで府同促が実施してきた事業のうち、特別措置としての同和対策事業を促進する機能に関する部分は、この限りにおいて終了するものである。

一方、「人権の世紀」といわれる 21 世紀において積極的な人権施策が求められる中、「府人権施策基本方針」においても、府と市町村が密接に連携し、市町村単位では実施が困難な事業等については府が積極的に推

進するとともに、企業やNPO・NGOなどの諸団体の活動とより一層連携を深め、協働関係の構築を図ることにより、人権施策を効果的に推進していく必要があると示しているところである。

このようなことから、平成14(2002)年度以降の府同促については、これまで、同和地区の実態等を的確に把握し、必要な調整等を行うとともに、同和問題を中心とした人権啓発、人権相談など人権問題に取り組んできた貴重な実績とノウハウを踏まえ、府と市町村が、同和問題解決のための施策をはじめ、人権施策を推進していくための協力機関として位置づけるべきである。それに伴い、府域において人権啓発や人権相談等を行っている関係機関と連携し、これらの活動を通じた同和問題をはじめとする人権侵害の実態把握、地域住民の自立支援、同和地区内外の住民の交流促進を図り、差別のない「コミュニティづくり」をめざす機関として、それにふさわしい名称、組織体制、事業内容等に改組すべきである。

また、地区協議会については、平成4(1992)年及び平成8(1996)年の府同対審答申を踏まえ、市町の実施する同和対策事業に協力し、かつ、促進する機関として、現在、府内すべての同和地区で整備されており、府同促と連携し、同和対策事業の実施に際して、同和地区の実態・ニーズを踏まえた必要な調整や、同和地区出身者の自立支援のための相談や啓発、同和地区内外住民の交流促進のための事業、地区施設の運営協力など、地域における同和対策の推進に大きな役割を果たしてきた。

地区協議会は、これまで地域で同和問題解決に携わってきた貴重な実績とノウハウをもつことから、市町は、今後の府同促の改組の基本方向を踏まえ、地区協議会を周辺地域の住民も参加した地域での取組

みを推進する組織として整備し、人権施策等を推進するための協力機関として引き続き活用することが望まれる。また、地区協議会は、改組後の府同促と連携し、その支援を受けるとともに、地区施設と連携を図りながら、周辺地域を含むさまざまな相談活動を通じた地域住民の実態・ニーズの把握、地域住民の自立支援のための一般施策の普及・定着、同和地区内外住民の交流促進を通じての「コミュニティづくり」などの機能を担うことが期待される。

(社) 部落解放・人権研究所については、今後、さらに調査・研究活動を深めるとともに、これまでの研究活動等を通じ蓄積されてきた実績とノウハウを活かし、より専門的な人権教育・啓発や人権に関する情報収集・提供、人材養成等の取組みを通じ、同和問題解決をはじめ一人ひとりの人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することが求められており、府としても必要な支援を行うことが望まれる。

なお、「府人権施策基本方針」に示されているように、前述した関係機関やNPO・NGOなどの諸団体が、同和問題解決をはじめとする人権問題解決のさまざまな取組みを行っていることから、今後、府は、それぞれの諸団体が培ってきたノウハウを活用し、同和問題解決をはじめとする人権施策を効果的に推進していくため、これらの活動とより連携を深め、ネットワークを構築する必要がある。

② 地区施設のあり方

解放会館などの地区施設は、同和問題の速やかな解決に資することを目的として設置・運営されており、施設間の総合性を図りつつ、その活用により「コミュニティづくり」を推進するため、同和地区内外住民が運営に参画し、幅広く利用する施設として、それにふさわしい運営や名称変更が望まれる。

解放会館については、同和地区やその周辺の住民に対する、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとして、人権啓発事業、地域住民に対する自立支援のための相談事業、レクリエーション、教養・文化活動等地域住民の交流事業などの事業が数多く展開されており、名称も「人権文化センター」などに変更されてきている。今後、「人権教育のための国連 10 年大阪府後期行動計画」で示されている取組みの地域における具体化を図るための人権問題の学習・啓発、人権情報の発信や、関係機関と連携した地域住民の生活上の相談、自立支援、地域住民の交流を図り、地域から人権尊重の「コミュニティづくり」を進めるための拠点として、一層重要な役割が期待される。

他の地区施設についても、同和問題の解決のためにこれまでそれぞれの分野で果たしてきた実績とノウハウを活かしながら、人権教育・啓発の推進、地域住民の相談、地域福祉の推進を図るなど、今後とも地域住民の自立を支援する拠点として活用するとともに、「コミュニティづくり」の観点から、同和地区内外住民の交流をより一層促進すべきである。

3 大阪府同和対策審議会のあり方

大阪府同和対策審議会は、「同和事業についての総合対策の樹立、その他重要事項の調査審議に関する事務」を行う附属機関として昭和 38(1963)年に設置され、この間府の同和行政の指針となる数次にわたる答申を行うなど、同和問題解決に大きな役割を果たしてきた。

府においては、なお同和問題が解決された状況ではないこと、とりわけ府民意識の現状を考えると、今後は、同和問題の解決のための啓発、相談や施策のあり方について審議していく附属機関として、名称、目的

等の変更を含め改組の上、引き続き同和問題の解決に向け、審議会を活用すべきである。

4 府の体制

同和問題解決のための施策の推進にあたっては、各部局の有機的連携のもと、全庁的な取組みが必要であり、「地対財特法」失効後も、人権室及び人権教育企画課の果たす役割は大きく、兼務職員制度のより一層の活用を含め、その有する総合調整機能を引き続き十分発揮することが求められる。